

日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする
国立公園（名称未定）の指定及び公園計画の決定並びに
日高山脈襟裳国立公園の指定の解除及び公園計画の廃止
に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 概要

令和5年11月9日（木）から同年12月8日（金）までの間、今回の変更に対する国民の皆様からの御意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会においても、これらの結果を報告します。

2. 変更に対する国民の皆様からの意見募集の結果

【意見提出数】

- ・電子メールによるもの 31通
- ・郵送によるもの 21通
- ・FAXによるもの 1通

【整理した意見総数】

- ・今回の変更案に係るもの 127件

3. 今後の予定

令和6年春頃 中央環境審議会に変更案を諮問・答申

夏頃 中央環境審議会の答申を踏まえ、指定等内容を官報告示

パブリックコメントの実施結果概要

| 意見番号 | 内容 | 御意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|------|-----------------------------|--|----|---|
| 1 | 指定書 1 指定理由 | 標記国立公園指定書の1指定理由の文章中の「幌尻岳」ルビ表記が無く、2地域の概要の文章中の「幌尻岳」ルビ表記があることから、このルビ表記を入れ替えることを希望する。 | 1 | 御意見のとおり修正します。 |
| 2 | 指定書 2 地域の概要 (1) 景観の特性 | ア 地形、地質の第一段落文末について、次のような修正を検討してほしい。 「、日高山脈では ～～景観を～」→「、日高山脈の ～～景観を～」 【理由】 氷河地形の痕跡が明瞭なことは、日高山脈のユニークな景観を形作る根源といえるため、原文では他の山域と比較衡量したように読み取れるため、唯一無二と見れる文書表現のほうが、本公園の景観的価値をより強力に支持できる。 | 1 | 御意見のとおり修正します。 |
| 3 | 指定書 2 地域の概要 (1) 景観の特性 | 指定書中「平野部から日高山脈を眺望した際には、延々と連なる印象的な山並み」は主として、十勝地方からの眺望を指していると思われ、日高地方、とりわけ平取町からは、延々と連なる山並みを眺望することは困難と言え、「原風景」として地域の人々全体に深く意識されているとは言い難い。 また、「日高山脈はアイヌの文化景観としての価値も高く評価されています」とあるが、日高山脈の中でも霊峰ポロシリ(幌尻岳)は、名勝ピリカノカに指定されているけれども、ポロシリを眺望できる場所は平取町の中でもごく一部に限られているのが実情である。 また、利用にかかる記載において、平取町での利用箇所は、「十分な知識・経験・計画を前提とした幌尻岳を含む日高山脈稜線部の本格的な登山」がほとんどであり、新国立公園全体では、原生性の高い山稜部の限定的な利用と、アポイ岳のような低山の利用などによってバランスをとっているという考え方に環境省としては整理しているかもしれませんが、平取町については利用が限定的な部分しか指定範囲になっていないと受け取らざるを得ないのが実情である。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 4 | 指定書 3 公園区域 | 精神文化(祈りの対象)のアクセスを経て計画・完成した、国内唯一(世界にも例がない)の平取ダムとその関連施設のノカピライウオロビジターセンター周辺の景観地を国立公園普通地域として追加指定するべきである。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 5 | 指定書 3 公園区域 | 日高山脈北部のかんらん岩及び蛇紋岩体付近から産出されたクロム鉱(日高町千栄、三岩・平取町仁世宇)は、明治から昭和20年代まで産出されたが、これらクロム鉱床は世界に類を見ない高純度(高品位)として記録されている。造山運動により形成された地形・地質の理学的特異性ととも、明治期以降のクロム鉱山開拓の歴史、産出の歴史と最高峰ポロシリを同時に眺めることができる範囲を視点場として国立公園普通地域として追加指定するべきである。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 6 | 指定書 3 公園区域 | 平取町二風谷地区はまさにアイヌ文化の中心地であり、景勝地のほか博物館としての所蔵量・質ともに随一であり、今も新しい時代にアイヌ文化の息吹を伝承し続ける地域であるため、国立公園とアイヌ文化双方を発信する地域とするため国立公園普通地域として追加指定するべきである。 | 2 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 7 | 指定書 3 公園区域 | 平取町アベツ地域は前述アイヌ文化伝承の重要なフィールドとして、またアドベンチャートラベルなど自然と文化を体験する観光形態において、国内のみならず海外の参加者からも好評を得ている区域で、平取町が文化庁から国内3例目に指定された「重要文化的景観」指定区域である。アイヌ文化と日高山脈の「原生性・原風景」の一端に触れるゲートウェイ機能を持たせる区域として国立公園普通地域として追加指定するべきである。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 8 | 指定書 3 公園区域 | 幌尻岳はアイヌ文化の考え方から見れば、幌尻岳から額平川流域は一帯的なものとしてとらえることが妥当。国立公園として周辺地域を含めた「文化景観」を語るのであれば、幌尻岳を含む以上、平取町における文化的景観の価値を有する幌尻岳のすそ野につながる額平川流域の範囲は外しては行けない。平取町重要文化的景観の一次選定範囲の芽生地区、二次選定範囲の社有林、三次選定範囲の国有林とそれらを取りまく額平川流域の連続した範囲も指定されることを希望する。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 9 | 指定書 3 公園区域 | 沙流川流域における平取町重要文化的景観四次選定申出範囲を基調にした額平川流域から二風谷につながる範囲を国立公園の範囲とすることが望ましいと考える。 【理由】 ・平取町はアイヌ文化に対する専門的な理解、取組が進められており、文化的な考え方をまとめたり、人材の育成、確保もなされていることから、国立公園化の保全活用に貢献できる。 | 17 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 10 | 指定書 3 公園区域 | 「エ 文化景観」に記載の名勝「ピリカノカ」が3箇所という記述について、幌尻岳を源流とする額平川流域に、「オキクルミのチャシ及びムイノカ」というピリカノカの指定を受けた場所がある。こちらも区域に含め、ピリカノカ4箇所という範囲にしたい。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 11 | 指定書 3 公園区域 | 今回の国立公園指定書にも記載されているポロシリ(幌尻岳)を頂点として額平川流域、沙流川流域に展開するアイヌのコスモロジー(宇宙観、環境観)をふまえて、平取町芽生地区にあるチノシリ、ノカピライウオロ・ビジターセンター並びにすずらん群生地一帯や額平川の溪谷美、荷負地区のオキクルミカムイのチャシ及びムイノカの一帯、二風谷地区の二風谷コタン並びににぶたに湖右岸のイオルの森と国有林、小平地区でアドベンチャートラベルを実践中のアベツ国有林などが指定範囲となっていくことが望ましいと考える。 一仮に国立公園の指定範囲は連続性が優先されるとすれば、額平川とその支流の貫気別川沿いの国有林や民有林、河川等の連続性を活かしながら、ポロシリの麓から二風谷地区やアベツ川流域につなげていくことが考えられる。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 12 | 指定書 3 公園区域 | 利用が限定的なものにならざるを得ない平取町では、すでに過疎化が進みつつあることから、限定的な利用範囲に対して、地域住民の自発的な利用や産業の振興を期待するのは難しいと思わざるを得ない。そのような状況を前提とすれば、地域住民を巻き込むインセンティブが必要であり、そのためには、地域住民もアクセスしやすく、また国立公園を身近に感じられるエリアまで国立公園の範囲を拡大することで、地域の多様な関係者の連携による「協働型管理運営」が可能となることが期待される。 今回の新国立公園の指定範囲は、なかでも平取町においては、原生性を有する日高山脈の山稜部が中心となっているが、その麓から連なる額平川流域や沙流川流域との組み合わせこそが、現在も地域に継承されるアイヌ文化を基底とした新国立公園の保護と利用を推進するキーとなるものと考えられる。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 13 | 指定書 3 公園区域 | 沙流川と共に鶴川の流域も、国立公園の範囲に組み込んで、速やかに追加指定を図るべきです。 【理由】 ・この国立公園指定候補の全域を「ジオパーク」と称することが可能なほどに地学的に特色あるエリアですが、鶴川筋は日本列島では初めて恐竜の全身骨格化石が一体分セットで出土したことで、よく知られるようになりました。また、沙流川筋に算出する通称アオトラ石(緑色岩)は、縄文時代最高品質を誇る石斧素材として広く流通し活用されました。鶴川水系は現在の行政区分では胆振地方に属するのですが、沙流川水系・日高山脈と一体となることで、相互に輝きを増すエリアだと言えます。 ・両河川を形成している地質学的要因の類似性を基層として、共通性が多く、そのことは中近世や近現代の歴史・文化のありようにもつながっています。アイヌ社会の歴史では、両河川の流域は一つの文化圏として括られることが多いです。今日では、日高・胆振地方唯一の国管理河川であり、鶴川・沙流川河川事務所が一体的に管轄しています。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|---------------|---|---|--|
| 14 | 指定書 3 公園区域 | 日高山脈十勝側の河川のうち渓谷のような崖地性の植物が多く見られる区域、例えば計画図10の区域中、岩内川河川区域は、植物による優れた景観が扇端部まで見られる。指定区域案の周辺山麓にも潜在的に優れた自然景観を有する地点があるので、指定後も公園計画点検などで山麓部のさらなる調査や区域追加の進展を期待する。 | 1 | 御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 15 | 指定書 3 公園区域 | 国立公園から国立公園に移行することについて、賛成する。しかし、海域が少なすぎる。ほぼ利用されていない漁港等や遊歩道に通じる普通道路を閉鎖し、海岸部を含めた国立公園を設置べき。北海道は、過疎化が進み、総合大学の学生数にも満たない町や村が多々ある。30by30目標を達成するのに、当該国立公園を拡大するしくみづくりが必要。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 16 | 指定書 3 公園区域 | 国立公園の範囲に新冠湖が入っていないのはなぜか。高見湖も範囲外だが、あえて除外した理由を伺いたい。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものです。 |
| 17 | 指定書 3 公園区域 | 保護地区指定で林班40から78の新冠湖周辺の国有林はなぜ保護地域にならなかったのか。また、日高南部の林班335から361,455から461の周りは保護地域に指定予定でその箇所は指定予定でなく保護と利用として指定が難しかったのか。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものです。 |
| 18 | 指定書 3 公園区域 | 日高山脈南端部(アポイ山塊の東側、幌満岳の北側)において大きな非指定地域が生じている。理由を説明するとともに、早々に国立公園に編入することを要望する。 【理由】 ・国立公園の中にこのように大きな非指定地域があることは、不自然で奇妙に感じられる。しかも、この非指定地域が、国立公園の普通地域や特別地域、すなわち緩衝地帯なしに特別保護地区に直接接している部分が認められる。この国立公園では真に保全を考えたのか、大きな疑念が生じる。 ・この非指定地域を国立公園に編入し連続した国立公園になると、増加するエゾシカやエゾヒグマに対する管理・対策や国立公園の生物多様性保全において道有林及び民有林との連携した保全管理策を講じることが容易になると考える。非指定地域の大半では過去の乱伐の影響が認められるが、河川流域の広葉樹自然林に回復できる、国立公園として重要な地域と考えられる。 ・道有林が多くを占めるので是非国立公園に含めるべきである。違法に伐採され現状は森林が少なくとも広葉樹が多いので今後人間の手が入ることを制限すれば回復するだろう、特別地域でなくとも普通地域にでもして含めるべきである。 | 5 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 19 | 指定書 3 公園区域 | 様似群、様似町近辺、パンケ川・キリネブイ川を含む335などと隣接する部分、及び幌泉群えりも町の11などと隣接する区域が一切保護区や特別地域に指定されていないのはなぜなのか。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものです。 |
| 20 | 指定書 3 公園区域 | 南部の道有林において、指定区域の拡張を要望する。 様似町とえりも町の境界に当たるニカンベツ川上流(道有林105林班と107林班)、並びにえりも町のアベヤキ川上流(道有林112林班)に比較的小規模なかんらん岩の岩体が認められる。これらの小規模なかんらん岩地にも、希少な高山植物が認められ、非常に貴重な自然地域である。これらの貴重な場が公園境界にあるので、それぞれの地種区分を特別地域とし、それぞれの下流域の林班(104、107、110及び111の各林班)を緩衝地域として指定区域に加えていただけますよう、強く要望する。 | 1 | 公園区域については、国立公園としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 21 | 指定書 3 公園区域 | 将来的課題として、夕張山地(富良野芦別道立自然公園)の編入を望む。 【理由】日高山脈と夕張山地は、プレート運動との関わりから、地質学的に見て「兄弟の山地」と言え、超塩基性岩(かんらん岩・蛇紋岩)、緑色岩類ならびに石灰岩という植物の分布・生育にとって「特殊岩」と呼ばれる地質が共通し、それぞれの地質に対応した固有植物や隔離分布種が非常に多く、しかも多くが共通する特徴がある。さらに、夕張山地は日高山脈に劣らない原生流域に富んでいる。 | 2 | 御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|-----------------|---|---|--|
| 22 | 公園計画書 1 基本方針 | 1基本方針(2)利用に関する事項について、賛成である。 【理由】 ・沢を登って頂上に至る日高山脈独特の登山スタイルは、一般的な登山道に比べて、リスクが高く、リスク回避には、経験に基づく個人の判断が必要とされる。沢を使った登山スタイルにおいて、野営指定地を設定するのは、多くの状況が想定されるため、極めて、無理がある。したがって、野営指定地の設定はせず、野営の心得(場所、トイレ、植生保護、痕跡を残さない等)を設定し、その心得に従えば、必要な野営が出来るようにするのが、現実的である。日高山脈の登山スタイルを考慮して、公園計画の中で、野営指定地を設定しないことは、大変評価できる。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 23 | 公園計画書 1 基本方針 | (2)利用に関する事項にて本公園の周辺地域や観光施設との連携により価値を発信する記載は、地域の振興にとってたいへん有意義な記載である。日高山脈が眺めるものから地域の恵みを産むものへと、既存の取り組みを基礎とした地域の理解がより育つよう、地域と環境省が連携できる体制ができるよう期待する。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 24 | 公園計画書 1 基本方針 | 1 基本方針(2)利用に関する事項に記載の「地域ルール」「マナー」について。環境省は勝手に地域ルールを作り立法府になるつもりか。地域ルールを国民に強制し自由を制限することはできない。 | 1 | 優れた自然を末永く国民が楽しめるようにするためには、一定のルールやマナーは必要と考えています。ルールの検討にあたっては、環境省のみではなく、様々なステークホルダーが参画する場において検討していく予定です。 |
| 25 | 公園計画書 1 基本方針 | 本文には、「地域ルールの検討やマナーの周知・徹底を図り」と書かれている。具体的な内容は、どの段階で検討されるのか。管理計画確定後か。できれば広く利用者を交えた場を作り、話し合うのが良いと思う。貴省も日高山脈の登山コースは、経験者向けと認識しているため、関係町村に捕らわれず、北海道全域で活動している山岳団体を含めての場が良いと思う。 | 1 | 国立公園の指定後、様々なステークホルダーが参画する場を速やかに設置してビジョン等を検討していく予定であり、地域ルールやマナーもこの中で検討していきたいと考えています。また、管理運営計画は、ビジョンや地域ルール等との整合を図る必要があるため、同時進行で検討していきたいと考えています。 |
| 26 | 公園計画書 2 規制計画 | 南部の道有林においてルチン山の南東稜線上に日高山脈を特徴づける植物が生育しているが、この稜線を境界にして116林班が特別地域、115林班が普通地域とされており、指定植物の保護上から矛盾している。この狭い尾根地形において、115林班の尾根部分を小林班として重視するか、それができないのであれば115林班をまるごと特別地域に加えるなど、この尾根を特別地域とする地種区分を望む。 この事例のように、尾根や沢を林班界とした場合、地形が主要因となる環境特性に応じた動植物の生息・生育が平等に評価されない場合がしばしば生じている。国有林でも同様。国立公園における地種区分について、目下の段階でルチン山以外の地域では林班界を使用するとしても、各林班における生物多様性の特色がわかりしだい、国立公園の生物多様性保全上、地種区分を適切なものに変更できる方策を用意しておく必要がある。 | 1 | 地種区分については、特別地域としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 27 | 公園計画書 2 規制計画 | 特別保護地区がとて広く指定されている。脊梁稜線上の保護の必要性は、認識しますが、支稜線とその周辺地区まで、広く指定するのは、どの様な保護物があるのか？利尻山や、大雪山では、一定の標高から上が指定されていると思う。余りにも広範囲を指定すると本来守らなくてはならない地区がぼやけてしまうのではないか。 | 1 | 特別保護地区としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 28 | 公園計画書 2 規制計画 | 日勝峠の日高側が数キロにわたって特別保護区域の範囲内となっているが、通行の安全のために凍結防止剤の散布などが行われており、厳正な自然状態を保護することが、すでに困難に思われる。よってこの国道両側は特別保護区域からは除外しておくことが妥当なのではないだろうか。 | 1 | 本地域は特別保護地区としての資質及び地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。御意見のとおり、区域の中を「十勝幌尻岳線道路(車道)」が通る計画としていることから、公園事業道路として、道路管理者と連携しながら、適正な管理を図って参ります。 |
| 29 | 公園計画書 3 事業計画 | 3事業計画(1)施設計画 ア利用施設計画 (イ)道路 b歩道について、異議はない。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 30 | 公園計画書 3 事業計画 | 公園計画書の「事業計画・道路」において、伏美岳への到達道路として以下の路線を追加してほしい。 上美生線 起点-河西郡芽室町上美生 終点-河西郡芽室町上美生(歩道合流点) | 1 | 御意見をいただいたと思われる箇所は、公園区域外としているため、路線の追加はできません。 |
| 31 | 公園計画書 3 事業計画 | 公園計画書の「事業計画・歩道」において、伏美岳への登山道として以下を追加してほしい。 伏美岳線 起点-河西郡芽室町上美生 終点-伏美岳(ヒバロ岳、1967峰)山頂 | 1 | 御意見をいただいた区間は、利用施設計画の道路(歩道)の3. 幌尻岳線の区間に含まれているため、原案のままさせていただきます。 |
| 32 | 公園計画書 3 事業計画 | 公園計画書の「事業計画・歩道」において、ペンケヌーシ岳への登山道として以下を追加してほしい。 チロロ岳線 終点-ペンケヌーシ岳 | 2 | 当該路線については、関係機関等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。 |
| 33 | 公園計画書 3 事業計画 | 道路(歩道)に「ペンケヌーシ岳線」搭載要望 標記国立公園計画書の3事業計画(1)施設計画ア利用施設計画(イ)道路b歩道に、ペンケヌーシ川六の沢から山頂に至る歩道が未搭載であるため、既存の登山道を歩道として搭載いただきたい。 | 1 | 利用施設計画については、関係機関等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままさせていただきます。 |
| 34 | 公園計画書 3 事業計画 | 日高山脈中部、コイカクシュサツナイ岳から1839峰への登山、山脈主稜線にあるコイカクシュサツナイ岳山頂からヤオロマップ岳間と、その支稜にある1839峰へ至る登山道は、現時点でも整備してはいけないと考える。 【理由】ヤオロマップ岳～1839峰間に新設歩道を設定するためには、生物多様性保全のための慎重な事前検討が必要です。 ヤオロマップ岳と1839峰の間は上級者向けルートであり、登山道整備として、痩せ尾根上で身体を確保するために掴むハイマツなどの低木類を刈り払うことは滑落などを容易にするなど、かえって安全山行を妨げます。 コイカクシュサツナイ岳からヤオロマップ岳の間には、貴重な高山植物群落が成立しており、一方で、近年、自然発生的なキャンプ地が増加していますので、踏みつけなどの人為攪乱を避ける細心の方策を講じることができると、事前の精査が必要です。 | 4 | 当該路線は、本公園における適正な利用を増進するために必要なものであることから、原案のままさせていただきます。 なお、路線毎の規模や管理方針等は管理運営計画や事業決定において定めていくことを予定しています。これらの検討段階において、関係者の御意見をいただきながら検討していきます。 |
| 35 | 公園計画書 3 事業計画 | (表16:道路(歩道)表)に下記を追加していただきたい。 ポンヤオロマップ岳線 起点-北海道広尾郡大樹町(ペタガリ橋・車道合流点) 終点- (ポンヤオロマップ岳山頂) 【理由】長大なペタガリ岳東尾根コースの途中にあるピーク。山頂からはペタガリ岳から北の山並みが良く望まれる。岳人憧れのペタガリ岳を辿る前半のコースでもあり、地形図にも登山道が掲載されている。大樹町唯一の登山ができる山である。 | 1 | 利用施設計画は、現に存在する利用施設全てに関して網羅的に定めるのではなく、本公園における適正な利用を増進するために必要な施設を定めるものであり、事業実施の必要性や事業執行の見通し等から総合的に判断しているため、原案のままさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|-----------------|--|---|--|
| 36 | 公園計画書 3 事業計画 | 道路(歩道)「ペテガリ線」ルートの追加要望 標記国立公園計画書の3事業計画(1)施設計画ア利用施設計画(イ)道路歩道番号12「ペテガリ線」には西尾根と呼ばれるペテガリ山荘からのルートのみ搭載されているが、東尾根と呼ばれる、大樹町のポンヤオロマップ川からポンヤオロマップ岳を経由してペテガリ岳山頂に至るルートと浦河町の神威山荘からニシュオマナイ沢とベツピリガイ沢の分水嶺を超えてベツピリガイ沢沿いに歩いてペテガリ山荘へ至るルート、この2つのルートを追加願いたい。十勝側からの登山ルートは限られており、整備されていた東尾根を再整備して一つの山、一つのルートに登山者が集注することを避けることと、ペテガリ岳登山者の多くは西尾根の始点であるペテガリ山荘へ神威山荘からの山越えのルートを使用していることがこの二つのルートを追加する理由である。 | 1 | 利用施設計画は、現に存在する利用施設全てに関して網羅的に定めるものではなく、本公園における適正な利用を増進するために必要な施設を定めるものであり、事業実施の必要性や事業執行の見通し等から総合的に判断しているため、原案のままとさせていただきます。 |
| 37 | 公園計画書 3 事業計画 | 道路(歩道)に「北日高岳線」搭載要望 標記国立公園指定書の2地域の概要(2)利用の現況に「北日高岳(途中省略)等は山域が小規模で登山道があることから」と記載があるが、標記国立公園計画書の3事業計画(1)施設計画ア利用施設計画(イ)道路歩道に、北日高岳の山麓から山頂に至る歩道が未搭載であるため、既存の登山道を歩道として搭載していただきたい。 | 1 | 利用施設計画は、現に存在する利用施設全てに関して網羅的に定めるものではなく、本公園における適正な利用を増進するために必要な施設を定めるものであり、事業実施の必要性や事業執行の見通し等から総合的に判断しているため、原案のままとさせていただきます。 |
| 38 | 公園計画書 3 事業計画 | 単独施設番号1「園地」(日勝峠)に至る道路搭載要望 現存の道路(日高町道)もしくは歩道のいずれかを搭載していただきたい。 | 1 | 利用施設計画は、現に存在する利用施設全てに関して網羅的に定めるものではなく、本公園における適正な利用を増進するために必要な施設を定めるものであり、事業実施の必要性や事業執行の見通し等から総合的に判断しているため、原案のままとさせていただきます。 |
| 39 | 公園計画書 3 事業計画 | 北日高に博物館展示施設を搭載要望 指定理由また登山のための知識を学習する博物館展示施設が北日高地区に計画されていないが、標記国立公園計画書の3事業計画(1)施設計画ア利用施設計画(ア)単独施設に搭載されている博物館展示施設の分布からも北日高地区に博物館展示施設の搭載を希望する。 | 1 | 利用施設計画は、本公園における適正な利用を増進するために必要な施設を定めるものであり、事業実施の必要性や事業執行の見通し等から総合的に判断しているため、原案のままとさせていただきます。 |
| 40 | 公園計画書 3 事業計画 | 道路(歩道)の始点場所表現 標記国立公園計画書の3事業計画(1)施設計画ア利用施設計画(イ)道路歩道番号2チロ口岳線、4イドンナップ線の2路線の始点が車道合流点と記載されているが、そもそも歩道始点に至る道路(車道)が公園計画書に記載がないため、表現として違和感があるため変更願いたい。 | 1 | 御意見を踏まえて修正します。 |
| 41 | 公園計画書 3 事業計画 | 道路(歩道)に「リビラ岳線」搭載要望 日高町の里平川沿いにリビラ大滝付近からリビラ岳山頂に至る既存の登山道がある。リビラ岳は主稜線から離れている低山のため、主稜線の展望地としてリビラ岳山頂に至る既存の登山道を歩道として搭載願いたい。 | 1 | 当該路線については、利用の現状と地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 42 | 公園計画書 3 事業計画 | カムイエクウチカウシ山線について、公園計画書(原案)では七ノ沢合流点からカムイエクウチカウシ山山頂までの登山道を整備すると記されている。ここは、中級者以上、あるいは初級者では高度な登山技術を有した山岳ガイドを必要とするルートであり、そこでの登山道整備がどのように進められるのか、詳細計画を示し、改めてパブリックコメントを実施することが必要。登山道の設定にあたっては現地に詳しい登山関係者の意見を聴取すべきである。 | 2 | 路線毎の規模や管理方針等は管理運営計画や事業決定において定めていくことを予定しています。これらの検討段階において、関係者の御意見をいただきながら検討していきます。 |
| 43 | 公園計画書 3 事業計画 | 豊似岳線について、豊似岳からその東方約2kmにある観音山(標高932m)までの稜線や豊似湖・猿留山道側から観音山に至る登山道は設置されておらず、全体的に見て、この地域の登山道は新設となります。 この山域における植物調査は約100年前のものに限られており、山稜における希少植物の分布状況はまったく把握されておりません。したがって、登山道を整備するとしても、希少植物について事前の精査、その調査結果に基づき、希少植物に悪影響を及ぼさないルート詳細を決めることが重要であることを強調して指摘します。 | 1 | 路線毎の規模や管理方針等は管理運営計画や事業決定において定めていくことを予定しています。これらの検討段階において、関係者の御意見をいただきながら検討していきます。 |
| 44 | 公園計画書 3 事業計画 | 日高山脈の歩道(登山道)整備計画については、単なる候補地に過ぎず、今後、整備の是非を検討するという方針が妥当であり、生物多様性保全を最重視する利用方針を改めて検討すべきと考える。 【理由】日高山脈では、一般登山者(初級者)の大量登山を想定した登山道整備が可能な山域は相当に少なく、希少植物保護や安全登山の観点から登山道を整備してはいけない山域が多いと判断しております。他方、整備できると考えられる山域でも、急峻な地形や植物の生育状況に合わせた日高山脈特有の整備方法が求められる。登山道設置計画において、新設の場合を筆頭に、事前に植物の精査を実施し、その後に整備の是非を判断する必要がある。今回示された計画書には、このような自然の現状把握と生物多様性保全の観点からの検討がなく、利用側の意見、あるいは利用状況から考えられた整備計画がほとんどと判断している。 | 1 | 路線毎の規模や管理方針等は管理運営計画や事業決定において定めていくことを予定しています。これらの検討段階において、関係者の御意見をいただきながら検討していきます。 |
| 45 | 公園計画書 3 事業計画 | 国立公園計画のうちに、歩道として指定されたものに対しては、一般的な国民に「登山道」として想定され、その程度に歩行可能なものとして、期待されるものと推察するが、限られたものしか「登山道」として成立する歩道はないように思われる。 国立公園管理計画の指定当初は、あまり歩道の数を増やさずにおき、国立公園の管理協議会などの協力団体との連絡調整が進んだのち(10年後程度)に、登山者を受け入れることを見越した歩道としての指定がすすむようにしておくことはできないものだろうか。 当初よりあまり多くの歩道を指定しておく、無謀な登山者を誘引しかねず、一体を危険な状態に導くのではないかと危惧している。 | 1 | 公園計画書(案)のP11に記載のとおり、日高山脈主稜線一帯は難易度の高い登山形態となっております。それらを踏まえたうえで利用施設計画案は、事業実施の必要性や事業執行の見通し等から総合的に判断しているため、原案のままとさせていただきます。なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや利用ルール等を検討していく予定です。 |
| 46 | 公園計画書 3 事業計画 | 日高山脈中央横断道路(七の沢及び静川内中流部)の整備・利用は、たとえ一部であっても、なすべきではない。 【理由】 ・当該路線は、かつて日高山脈を自然破壊するものとして世論の批判を受け、財政困難も理由として政策アセスを行い中止したものである。その経緯を無視して、たとえ一部であっても、それを復活させることは、理に反する。 ・原案の整備対象区間は、東の沢橋まで及び七の沢出合までとなっている。このことは、ペテガリ山荘の利用及び八の沢登山ルートへの配慮と推測されるが、ペテガリ山荘は山越えルートがあり、遥かなる山へ挑む労を惜しむべきでなく、札内川沿いの林道も車の進入を極力抑制すべきである。 ・地元の要望として紅葉観光がある。登山と同様、歩く労を惜しんではいけません、車が山奥へ入ることは、日高山脈の自然の原始性を損ねることになる。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、各施設計画については、計画路線をすべて整備するものではなく、整備計画時点の現況を把握したうえで、整備の箇所、必要性、規模、内容、維持管理方法等を関係者ととも検討の上で事業実施することになります。 |
| 47 | 公園計画書 3 事業計画 | 静内中札内線における車道整備について、日高側で国立公園境界となる高見ダム付近に駐車場を整備し、その上流側は車道として整備しないこと、他方、十勝側では札内川ヒュッテ・札内ダム付近の舗装道路周辺に駐車場を整備し、その上流は車道として整備しないことが環境省の公園管理上、重要と考える。 【理由】道道静内中札内線は、かつての「日高横断道路」であり、実質的に中止(凍結)された車道である。 公園計画(原案)の区間の地質は脆弱で、地形も急峻ですので、過去に大規模な崩落・崩壊があった。安全に通行できる車道として環境省が整備するには場合によって多大な費用を必要としますので、理に合わないと考え。ペテガリ山荘に達するには、現在のアプローチ方法である、ニシュオマナイ川上流の「神威山荘」からベツピリガイ沢へ尾根を乗り越す方法が、より安全なルートと考える。 十勝側では、急崖ぞいの砂利道、過去からの林道状態があるので、環境省整備の車道として、安全走行を可能にする十分な管理費を捻出できるのか、計画された車道終点に安全な駐車場を整備できるのかについて、大きな懸念が生じる。 | 2 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、各施設計画については、計画路線をすべて整備するものではなく、整備計画時点の現況を把握したうえで、整備の箇所、必要性、規模、内容、維持管理方法等を関係者ととも検討の上で事業実施することになります。 |

| | | | | |
|----|-----------------|---|---|---|
| 48 | 公園計画書 3 事業計画 | 豊似湖における園地整備に関する意見。豊似湖周辺では、氷期の遺存種や高山植物が生息・生育しており、湖畔に多様な自然林がみられ生物多様性保全上非常に貴重な場であるが、すでに利用過多による悪影響が生じている。生態系に悪影響を及ぼさない詳細な利用計画が必要。そのためには、整備実施する前に、事前調査を実施し、その結果により利用計画を再検討すべきである。 | 4 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、各施設計画については、計画地の状況を把握し、整備の必要性、規模、内容、維持管理方法等を関係者ととも検討の上で事業実施することになります。 |
| 49 | 公園計画書 3 事業計画 | 日高山岳ピラパークへのビジターセンター設置 【理由】日高町は公園計画における全公園面積において新ひだか町に次ぐ広さを有し、そのほとんどを日高町日高地域が占めています。また、同地域はアクセスがよく、アクティビティ含む各施設札幌圏及び新千歳空港から公園区域に最も近く、日高山岳ピラパークは日高町市街地や道の駅樹海ロードにも至近で、スキー場、キャンプ場、温泉宿泊施設を併設しており、登山拠点としても公園来訪者にとって非常に便利な立地です。さらに、周辺の宿泊施設は幌尻岳やチロロ岳、北日高岳への登山拠点にもなっています。そこへビジターセンターを設置し、多くの登山者や観光客等の来訪者及び地域住民に適切な情報提供を行うことは、公園についての理解促進及び公園内での事故防止に大きく寄与すると考えます。 | 1 | 利用施設計画は、本公園における適正な利用を増進するために必要な施設を定めるものであり、事業実施の必要性や事業執行の見通し等から総合的に判断しているため、原案のままとさせていただきます。御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。 |
| 50 | 公園計画書 3 事業計画 | 日勝園地について、老朽化した展望施設を撤去し、日勝園地までの林道と、放送設備またはその先の熊見岳山頂までの遊歩道を整備して、日高山脈の自然と眺望を気軽に体験できる観光スポットとして広くPRすることを望みます。 【理由】日勝トンネルのほぼ真上に位置する日勝園地には展望施設がありますが、現在老朽化のため使用不可となっており、園地に至る林道も十分に整備されているとは言えない状況です。一方、車でアクセスでき、十勝平野を望む眺望が楽しめるため、上級者向けの登山ルートが多日高山脈において気軽に眺望が楽しめる貴重な存在と言えます。 | 1 | 各利用施設計画の規模や管理方針等は管理運営計画や事業決定において定めていくことを予定しています。これらの検討段階において、関係者の御意見をいただきながら検討していきます。 |
| 51 | 公園計画書 3 事業計画 | 又カピラ岳から北戸蔦別岳までの登山道沿いの鞍部に避難小屋またはテントサイト、トイレブースを設置し、登山者の安全確保及び環境保全の拠点とすることを要望します。 【理由】周辺でのヒグマの遭遇や、近隣で遭難等の事故が多く発生していること、排泄行為による生態系や景観悪化を防ぐため。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 52 | 公園計画書 3 事業計画 | 登山道の整備や道標の作成・設置、山小屋・トイレの設置・管理については各町の地方自治体または山岳会がそれぞれ独自に実施していますが、予算・人員に限られており、実施方法や様式も統一されていません。そこで、今回の国立公園化を機に園域内の登山道整備、道標設置、トイレまたはトイレブースの設置・管理について方針を策定し、計画的かつ統一された管理を行うことを要望します。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 53 | 公園計画書 3 事業計画 | 単独施設について、日高山脈の生物多様性保全を考える上で、登山道整備と関連した、以下の課題を検討されることを要望します。 ・上級者向けのルートにおいて、稜線や沢の合流点に自然発生的に形成された小規模なキャンプ地が多く、近年増加傾向にある。収容力を超えることはキャンプ地を拡大させ周辺の高山植物群落や希少植物に悪影響を及ぼす事態が想定されることから、上級者ルートにおけるキャンプ地の収容力について、詳細を把握しておくことが必要。 ・安全登山の観点から、避難小屋における収容力の把握も重要な観点である。利用過多に対する対策として、日高山脈における賢明な利用のあり方を今から検討しておくかなければならないので、真摯な検討を要望する。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 54 | 公園計画書 3 事業計画 | 沢登りが日高山脈の特徴的な登山形態となったのは、清冽な沢自体の魅力もありますが、その獐猛な根曲ザサの藪漕ぎが敬遠されたことにもある。計画されている登山道がどのようなものなのか不明ではあるが、その利用形態、利用によるそれぞれの場所の自然への影響をあらかじめ調査・検討して造成計画を作成すべきである。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 55 | 公園計画書 3 事業計画 | 襟裳岬遊歩道の再整備の際、排水路がコンクリ製のU字溝、貯水ブロックが設置され、昆虫類、ミズ類の生息の分断が起きている。国立公園指定後は、U字溝、貯水ブロックを取り払い、排水溝を野生生物に優しい排水工法で再施工すると、襟裳岬を訪れる多くの観光客にも多様性保護を伝えることにつながると考える。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 56 | 公園計画書 3 事業計画 | 日高山脈の頂へは元来、原始的な登山スタイル(沢登り、藪漕ぎ登山)が主流であったが、人気のある頂へは登山者が多く訪れ自然発生的な道になっており、これらを公園計画の指定歩道とされている。 公園計画の指定歩道は自然公園法の目的の利用の増進の施設であり、多数の登山者が歩道を歩くと人の踏み圧により踏み固められ道は硬くなり、雨水による浸食が始まる。浸食された道は石ころゴロゴロになり登山者は歩き易い端を歩くため、さらに浸食し道は拡幅され、流れた土砂による植物の死滅、景色の破壊に繋がる。指定歩道の浸食防止対策はどうなっているか。鉛直方向の道を斜面を斜上する道に付け替える事で対策がとれる。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。各利用施設計画の規模や管理方針等は管理運営計画や事業決定において定めていくことを予定しています。これらの検討段階において、関係者の御意見をいただきながら検討していきます。 |

| | | | | |
|----|-----------|---|---|--|
| 57 | その他 名称 | 名称は「日高山脈国立公園」とすることを要望する。 【理由】 ・公園の名称については、複数の地名を冠せず「日高山脈国立公園」などのシンプルかつわかりやすい名称にするべき。 ・他の公園では複数の地名を冠したのも見受けられるが、ひとたび複数の地名を容認してしまうと、含まれていない地域を表現することができず、また全ての地域を公園名に加えると名称が煩雑になりかねない。 ・地名による表現ではなく、公園の核となる要素によって名付けをすることによって、上記の名称の煩雑化を防ぐだけでなく、公園の存在感や知名度を高めることにも繋がり、国立公園の本来の意義に寄与するものであると思う。 ・日高山脈国立公園がこの地域の原生的自然を表すのに最もふさわしい。原生的自然をほとんど含まない十勝を名称に加える事は間違い。十勝を加えるのであれば日高を名称に入れることの要求にも受け入れなければならない。日高山脈は十勝にも、日高にも共有する貴重な場所であり十勝を名称に加えることは公平性にも欠ける。 ・今回の公園計画(原案)では、指定地域の大幅な拡張により従前の飛び地問題は解消し、日高山脈として概ね一体化されている。新たな国立公園の範囲は、日勝峠付近から襟裳岬に至る日高山脈の主稜部を網羅した上でその東西の山麓を含むことになるので、名称は「日高山脈国立公園」が最適と考える。 | 4 | 名称については、地域の御意見を聴き、審議会において議論します。 |
| 58 | その他 名称 | 名称が未定のようなだが、「日高山脈・襟裳岬国立公園」が良い。 | 1 | 名称については、地域の御意見を聴き、審議会において議論します。 |
| 59 | その他 名称 | 日高山脈の国立公園に十勝の名称を入れる動きがあるが、違和感を感じる。 【理由】 ・あくまで日高地域メインのエリアなので他の名称を加え、あえて紛らわしいイメージを国民に与える必要はない。 ・日高側からも十勝側からも入山するが、同じ山脈でもそれぞれ違う景色がある。ただし、どちら側から見ても、あくまで日高山脈であり、「十勝」の名称は入ることに違和感を感じる。 ・国定公園も「日高山脈襟裳」のため、それに沿った名称が適当。 ・地域名入れだしたらキリがない。大雪山上川国立公園、知床オホーツク根室国立公園、阿寒摩周釧路オホーツク十勝根室国立公園…とはならない。 | 3 | 名称については、地域の御意見を聴き、審議会において議論します。 |
| 60 | その他 名称 | 国立公園の名前には、ぜひ『襟裳岬』をいれてほしい。日高山脈がメインなので、『十勝』は使用しないほしい。 | 1 | 名称については、地域の御意見を聴き、審議会において議論します。 |
| 61 | その他 名称 | 名称に十勝を入れることは反対である。 自然公園法にある利用という面から見ても、あくまで保護の対象と魅力は日高山脈と襟裳岬の風景や自然環境の魅力をもっと前面に押し出すべきではないか。一部の自治体から「十勝」を入れて欲しいという要望が出ていることが報道されているが、利用、保護の面でなにをしたいのかが明確でなく、地元のエゴとも捉えかねない。「十勝」という冠は上滑りな印象を与え、環境庁が押し出している公園の魅力をボケさせるだけではないか。 国立公園に十勝の名前を入れることは我が儘と全国の登山者から冷笑され地元民の誇りを傷つけられると素直に感じるものである。 | 1 | 名称については、地域の御意見を聴き、審議会において議論します。 |
| 62 | その他 名称 | 公園の名称に「十勝」を入れ「日高山脈襟裳十勝国立公園」とすることについて反対する。「日高山脈国立公園」とすることを要望する。 【理由】 ・観光利用のために「十勝」を入れるべきではない。 ・日高山脈という名称は、伝統的に定着した地理的固有名詞です。日高山脈はその領域を日高と十勝で分け合っているため、日高山脈の名称の中に十勝が包含しているものとみるべきです。 ・環境省原案の全体図は国定公園の拡張(2.37倍)を示していますが、核心部を大きく特別保護地区とし、山麓を、日高側にも、十勝川にも付随的に拡張しており、これはいわば膨張であり、十勝平野に新たな自然地域を付加したものではありません。 | 1 | 名称については、地域の御意見を聴き、審議会において議論します。 |
| 63 | その他 名称 | 公園名称は、当該区域の自然地名を基に、既存の国定公園名称を踏襲するのが良い。 ・全国的に知名度も高い「日高山脈」は、ぜひ採用頂きたい。また襟裳岬は、日高、十勝両岸の接点でもあり、当該公園区域の自然公園としての歴史の端緒というべき重要な自然地名であり、同じく本公園の名称に採用すべき価値があると考えます。 一方、地元報道などでは地域振興につながる名称の期待感もあるが、地域振興のため、日高地域、十勝地域、襟裳岬地域など個々に地域を愛称化するなど、地域のブランディングは可能である。 ・国立公園の名称には、指定範囲の地形的特徴をふくめるべきで、今回の場合は「日高山脈」と「襟裳岬」の二つになる。 一部で主張されている「十勝」に関しては、今回の指定範囲の地形的な部分を指し示すものとしては、何も含んでいるものがなく、これを含んだ名称とした場合には、かえって混乱を引き起こしかねないと危惧する。 | 2 | 名称については、地域の御意見を聴き、審議会において議論します。 |
| 64 | その他 名称 | 名称未定で出ている名前が長すぎて訳が分からないので、今の国定公園の名前を国立公園に変えるだけがシンプルで一番いいと思う。 | 1 | 名称については、地域の御意見を聴き、審議会において議論します。 |
| 65 | その他 | 国立公園化によって地域の自然景観や自然資源の活用と保全を両立し、地域の持続可能性を高められるような管理運営ビジョン(未来像)とアジェンダ(行動計画)を策定する必要があると考えます。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 66 | その他 | 日高山脈の沢を利用する登山スタイルにおける安全対策として、沢中のたき火について、自然に負荷を与えない条件のもと心得(沢のすぐ脇で、水で流せる場所、枯れ木を利用、跡は残さない等)を地域ルールにおいて設定されたい。 【理由】 日高山脈の多くの山では、沢を利用して登るため、沢水に濡れて冷えた身体を暖め、衣服を乾かすために、沢中での焚火を多く利用してきた。たき火は、低体温症のリスク軽減のために、必要不可欠な行為である。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 67 | その他 | 国立公園の規制等のルール化や、管理運営方針については、環境省と地方自治体の担当者だけでなく、公園区域を活用して事業を行う事業者や登山者、地域住民の代表など、幅広い立場の関係者(当事者)を集めて協議することが望ましく、そのための協議会を早急に設置し、国立公園化の前に協議が開始されることを要望する。 | 2 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 68 | その他 | 国立公園の管理や保全に関する公園計画や管理運営計画の策定において、地域住民、自然保護関係団体、あるいは登山関係団体、さらには日高山脈の自然を知る研究者等、多様な主体の意見を広く聞き、国立公園の管理運営に参画する機会を広く設け、ステークホルダーの協働による国立公園の保全を目指すことを希望する。 | 3 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 69 | その他 | 景観や豊かな動植物は今までも変わらなく存在していましたが、なぜ今まで国定公園のままであったのか。 | 1 | 2007年度より、環境省は自然環境(生態系及び地形地質)の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されている国立・国定公園区域との重複状況の分析を実施しました。その結果、日高山脈襟裳国定公園については、その周辺地域を含めて国立公園に指定することが適当とされ、今回の国立公園指定となっています。 |

| | | | | |
|----|-----|---|---|--|
| 70 | その他 | これからは少子化になるので、無理をして収益を狙って国立公園化をする必要はないと思う。アクセスが悪くても、国立公園化されていなくても、日高の山々を愛する方々は集っている。国立公園化せず、今の現状のままの自然を残していただくことを切に願っている。 【理由】現代は、「国立公園」というブランドはマイナス要因になっていると感じる。山にアクセスをしやすくすることで、オーバーツーリズムや再生可能エネルギー施設、過剰な研究などの問題がさらに蔓延し、北海道の厳しい自然環境に生きる生物たちは苦しんでいる。入山しやすくすることで、マナーの悪い登山者、訪問者が増え、ゴミのや貴重な高山植物の踏み荒らし、野生動物への異常接近や餌付けといった問題がある。 | 1 | 優れた自然と触れ合うことで保全意識の向上が図られることから、国立公園に指定することで保護と利用の適正化を図り、未永く自然の恩恵を享受できるようにしていくことが重要と考えています。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 71 | その他 | 国立公園の管理にあたっては、その大部分が国有林及び道有林であることに鑑み、林業・国土保全・生物多様性保全を目的としている林野庁や北海道と密に連携し、日高山脈を我が国最高レベルの国立公園にすること、保護を重視するIUCNの保護地域管理カテゴリーⅡにふさわしい管理を要望する。 | 2 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 72 | その他 | 日本最大の面積を有する国立公園において自然保護官(レンジャー)が2名しかいない。管理事務所についても、広大な面積とアプローチの長さを考えると、少なくとも5か所は必要と考える。再検討を要望する。 | 2 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。管理体制の構築に努めていきます。 |
| 73 | その他 | 道の駅～登山口のシャトルバス運行 【理由】登山シーズンには平日でも駐車場が足りず、交通量増加やそれに伴う事故等のトラブル増加は地域住民の生活にも悪影響を及ぼしかねない。また、携帯電話使用範囲外の区域があるため、トラブル発生時に連絡手段がない。さらに、他の交通機関と連携することで、チロロ林道コース～幌尻岳～額平川コースの縦走が可能になり、登山ルートのバリエーションが増えるとともに、登山者の安全確保という点でも効果が期待できる。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 74 | その他 | 今後登山者や来訪者の大幅な増加が見込まれる区域については、利用調整地区の設定や管理運営費用としての入域料の徴収、人数制限、マイカー規制、携帯トイレ使用、認定ガイドの同行義務付けといった規制を設けていく必要があると考える。 【理由】日高山脈の自然景観や貴重な動植物を含む生態系を保全し、地域住民の生活へのマイナス影響を最小限に留めることは、国立公園の持続可能な管理運営を行う上で不可欠な要素です。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 75 | その他 | 今回の国立公園化について、地域住民に十分な情報が行き渡っているとは言えません。様々な媒体を通じて地域住民への積極的な情報発信を要望します。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。関係機関と連携し、地域住民の方への情報発信に努めます。 |
| 76 | その他 | 各提案の実現には多くの関係者の協力が必要です。それぞれの役割と責任範囲を明確にし、協力を呼び掛けるにあたっては、十分な予算措置をお願いします。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 77 | その他 | 日高山脈は保護を優先するべきであり、国立公園という知名度にあやかり、経済的利益を得ることに傾倒するような観光利用への固執は、好ましいものではない。観光を目的とした動きは容認できず、日高横断道路は中止したものであるし、原始境の日高山脈におけるロープウェイ観光には反対する。多くの林道で車が入っているのが実態であり、日高山脈を保護する上で車の進入をさせないよう管理するべきである。利用拡大を目的とした、登山道の新たな開発や過剰な整備は抑制するべきである。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 78 | その他 | 指定にあたっては本来、保全を目的としたものであるにもかかわらず、全体として観光利用拡大に向けた動きが強いように思われる。特に利用拡大に向けた新たな開発行為(ロッジなどの建造物、ロープウェイなど)は論外だが、登山道の新たな開発や整備なども自然に大きな悪影響を与えかねません。日高山脈の山域は極めて険しく、誰でも軽い気持ちで入れるようになると、命の危険にさらされます。よって、国立公園化に伴う林道の整備や拡大・延長や登山道の整備・拡大は慎重に、登山者・入山者の増大を防ぎ、利用を節度あるものにある程度制限して日本で最後に残された原生的自然の保全を何よりも優先して管理すべきだと思います。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。国立公園は、その優れた自然の風景を保護しながら持続的な利用を図り、国民の教化等に資すること及び生物の多様性の確保に寄与することを目的としていることから、目的の達成のための管理を行なってまいります。 |
| 79 | その他 | 今回のパブリックコメントにおいて、パブリックコメントの結果として単に公表するだけでなく、指定に向けて、さらに指定後も環境省ならびに地方自治体、地域住民のなかで、いかに活用していくかを見据えて、関係者間で共有し、協議していくことが重要と思われる。仮に今回のパブリックコメントの結果、望ましい新国立公園の範囲とはならなかった場合には、次の追加指定の機会に向けて、パブリックコメントの意見を検討材料として、どのようにすれば、望ましい範囲の指定と併せて保護と利用が図られるようになるかについて、地域住民を巻き込んで関係者が協議する場を環境省が積極的に設けていくことが必要と考える。 なお、平取町においては、住民説明会等の開催を通じて地域住民の国立公園の保護及び利用への理解を深め、地域の産業や社会と調整を図ることは環境省サイドからは実施されていないと認識している。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。 |
| 80 | その他 | 新国立公園の指定範囲、並びに周辺区域の範囲拡大と保護と利用の推進に関しては、関係省庁との協議、連携が不可欠であり、水面下の協議だけでなく、ぜひ地域住民にも目に見える形で進めていただきたい。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 81 | その他 | 2020年1～3月に襟裳岬遊歩道が再整備された際、地域外から土砂が持ち込まれ搬入土に含まれる株や種子により、特定外来植物が発生し、町民ボランティアが数年間駆除しているが、駆除しきれない状況となっている。また、襟裳岬は風が強く、風衝地、砂礫地には高山植物も多く生育し、特徴的な植生があり、その保護は極めて重要なため、外来植物を徹底的に定期的に駆除する必要がある。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 82 | その他 | 襟裳岬草原には、極めて特異的な植生が存在している。その周辺には貴重な植生があるが、緑化事業で防風垣を設置することにより、景観全体が変化している。また、工事には重機を用いており、作業効率を上げているが、自然植生、国立公園特定植物を保護する観点が見受けられないのが残念である。今後は緑化事業の工法についても検討し、襟裳岬の景観を守っていただきたい。百人浜は緑化事業のために排水溝が設置され、乾燥化が進んだ。近年、緑化事業の記念事業などの際に、自然植生が破壊され、区画整備され、クロマツが植樹されていることは、大変残念である。生物多様性保護の観点から、現存する自然植生をすべて保護することが大切である。百人浜の自然環境と緑化事業も合わせて、自然との調和共生について学ぶ場として、百人浜を位置づけてほしい。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 83 | その他 | 人工林は木材生産の場として位置付けられており、今後も更新、択伐等の施策が必要。伐採適時にしっかり施策をし、環境負荷が少なくなる施策をおこなっていただきたい。 また、人工林内、または周辺に生育する広葉樹の巨木、お金になる木の保護を考えるとなく、支障木という名目で伐採し搬出していることも再考するべきである。天然木は残すべきである。作業道の付ける場所を変える、全ての人工林を無理に伐採しない選択肢もあるはず。国立公園内であるからこそ、環境保全を第一とした木材生産の場として欲しいし、全力を注入していただきたい。 環境保全、野生生物保護、生物多様性保護、河川環境保護の観点からも、自然環境に考慮した施策が不可欠である。 | 1 | 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、公園区域内は地種区分に応じた施策方法が定められています。国立公園の指定後は、自然環境に配慮した施策の実施について、施策実施者と協議・調整していきます。 |

| | | | | |
|----|-----|--|---|--|
| 84 | その他 | <p>自然特色の理解醸成を図る施設の不足は極めて深刻だと考える。唯一、中札内山岳センターの孤軍奮闘ぶりが目立つ。であれば、ここに拠点を置き情報発信の基地とすべきではないか？</p> <p>また、浦河側にもう一つの保護官事務所を置くことは襟裳地区との距離感からも理解するが、人気登山ルートである幌尻岳を擁する北日高地区にはその必要性はないか？</p> <p>文部科学省 日高青少年自然の家の日高山の駅などの発信力を活かした啓発拠点づくりは考えられないか？日本最大の面積となる新自然公園からみて適正な人的な配置、拠点作りに対する検討が必要なのではないか？</p> <p>排泄物処理においても十勝側の地元自治体の理解は極めて不足していると考えざるを得ない。また、携帯トイレの利用をもってそれにあてるとしても回収ボックスの設置はどこが受け持つものなのかもしっかりと明記すべきではないか？</p> <p>国立公園は一定の地元自治体の協力が求められ、言葉は悪いが負担を強いる可能性をしっかりと明記すべきではないか？</p> <p>明記できないまでも、その啓発活動は今まで国立公園管理者であった北海道とも歩調を合わせる形で地元自治体に対する啓発と指導を進めるべきではないか？</p> | 1 | <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、原案では本公園に関する情報発信施設として、アポイ岳、えりも岬、札内川に博物展示施設を計画しています。</p> <p>また、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討し、様々な関連施設や機関と連携して情報発信等を行っていく予定です。</p> |
| 85 | その他 | <p>今まで日高山脈を境に分断されていた日高、十勝両地区の一体的な利用促進を図るべきではないか？</p> <p>また、登山道は地図上に表現されているがそこに至るアプローチの林道の記載が一部に欠けているのは、環境省と林野庁との協定があるにも関わらず地元林野庁関係機関は対応に苦慮している表れではないか？中央での協力体制の構築はどうなっているのか。検証が必要なのではないか？</p> <p>また、地方においてもあくまで一例として挙げれば静内中札内線での不作為とも言える放置は看過できない点であり管理者である道道・北海道電力の協力要請も進めていくべきではないか？</p> <p>このような例は枚挙のいとまが無い。</p> <p>一方で非常に厳しい登山エリアであり、ブレーキとアクセルを踏み分けるようなメリハリのある保護施策が織り込まれていることは評価したい。</p> | 1 | <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、国立公園の指定後、環境省のみではなく様々なステークホルダーが参画する場を設置してビジョンや地域ルール等を検討していく予定です。</p> |